

Hitotsubashi International Fellow Program –Outbound–経費 (大学院生) 募集要項

平成 28 年 4 月 1 日
学 長 裁 定
改定 平成 28 年 5 月 1 日
改正 平成 28 年 6 月 1 日
改正 平成 28 年 7 月 20 日
改正 平成 29 年 1 月 18 日
改正 令和元年 12 月 18 日
改正 令和 2 年 12 月 18 日

(目的)

第1 本プログラムは、本学に所属する大学院生が、海外で開催される国際学会等に論文口頭発表、論文ポスター発表を目的に参加するための渡航経費を助成することを目的とする。

(助成内容)

- 第2 助成金額は、1人当たり原則として20万円以内とする。
- 2 国際会議終了後、当該会議に直接関係する打合せ等については、助成対象期間に含めることができる。
 - 3 本プログラムによる渡航期間終了後、前項以外の用務で引き続き滞在する場合は、その滞在对して、本プログラムは責任を負わないものとする。
 - 4 旅費は、「国立大学法人一橋大学旅費規則」に基づき支給する。
 - 5 他の経費において、本プログラムと同様の支援を受ける渡航は、助成の対象外とする。

(申請者の資格)

第3 本プログラムの申請者は、次の条件を全て満たしている者とする。

- 一 本学の大学院博士後期課程に在学する者
- 二 助成を受けようとする年度において、すでにこの制度に基づく助成を受けていない者
- 三 一橋大学の実施する研究倫理教育を修了している者

(申請手続き)

第4 申請者は、(様式1)「Hitotsubashi International Fellow Program -Outbound-経費(大学院生)助成申請書」を作成し、開催通知、プログラム等の概要、開催期間、全体会・分科会等の構成がわかるものを添付した上で、部局長を経由して学長に提出しなければならない。

2 原則として、申請の期限は、渡航日の2か月前までとする。

(助成の決定)

第5 本プログラムにかかる助成の審査は、研究機構が行う。

2 審査結果は、書面により申請者に通知する。

(申請者の義務)

第6 申請者は指導教員の許可及び推薦書を得ること。推薦書は任意の様式でA4一枚程度とし、指導教員署名が必ず記載してあること。なお推薦書は、指導教員がメール(送信元のメールアドレスは本学ドメインに限る)で提出すること。

2 安全管理の徹底を図り、海外旅行保険に必ず加入すること。

3 JCSOS 緊急事故支援システムに登録するため、JCSOS 参加者名簿を提出すること。

(助成金受給後の義務)

第7 申請者は、プログラム終了後、(様式2)「Hitotsubashi International Fellow Program-Outbound-(大学院生)実績報告書」及び国際学会等で発表した内容がわかるものを、部局長を経由して1か月以内に学長に提出しなければならない。

2 成果は、原則として可能な限り論文等で公表することとし、一橋大学機関リポジトリに登録するものとする。

また、成果には本助成金の交付を受けたことを必ず記載すること。

(事務)

第8 本プログラムに関する事務は、関係部局等の協力を得て、総務部研究・社会連携課が行う。

2 海外渡航に必要な実務は、申請者所属部局等が担当する。